

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-16
処分の種類	共済規程等の認可の取消			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第124条第3項			
処分の概要	行政庁が組合に対し、共済規程又は信用事業規程の重要な事項の違反を理由として必要な措置命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、行政庁は、共済規程又は信用事業規程の認可を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法 (法令等の違反に対する措置) 第二百二十四条 行政庁は、第二百二十二条の規定による報告を徴した場合又は第二百二十三条の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>3 行政庁は、組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条の四第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)又は第十五条の二第一項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)の認可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			